

1・5 海運関係分野における規制改革の一層の推進

当協会は政府の規制緩和推進計画がスタートした平成 7(1995)年より、会員会社から寄せられた海運関係の規制改革要望を行っており、これまで一定の成果を挙げているが、依然として措置されていないもの、若しくは措置不十分なものがある。このため、平成 21(2009)年度においても改めて会員全社に照会のうえ要望事項を整理し、同年 6 月、内閣府の「規制改革会議」が実施している「規制改革要望集中受付月間」において、「内航輸送用トレーラー(シャーシ)の車検制度の緩和」、「内航船の航行区域拡大の検討」、「船舶の建造許可に当たっての手続きの一層の簡素化」、「シブプリサイクル条約の早期批准の推進およびバーゼル法に基づく解撤船舶の輸出申請等手続きの廃止」の 4 項目について要望した。しかしながら何れの要望も特段の進展は見られなかった。

その後、同年 9 月の新政権の発足に伴い、「規制改革会議」は、平成 22(2010)年 1 月に内閣府に開設された『ハトミミ.com 国民の声』において、その基本的な活動を継承することとなった。このため、当協会は、再度会員全社に照会のうえ要望事項を整理し、同年 2 月、「第 1 回集中受付月間」に「内航船の航行区域拡大の検討」の 1 項目について要望した。

その結果、一部拡大措置実施済みの沿岸区域に加え、更なる沿岸区域の拡大については、内航海運の環境対策(内航海運グリーン化)の観点から、現在、その可否につき検討中である旨の回答が国土交通省よりなされる等、若干の進展が見られた。

なお、集中受付月間における要望の検討結果(各省庁からの回答)については、「国民の声」のホームページ(<http://www.cao.go.jp/sasshin/hatomimi/index.html>)において公開されている。
(平成 22(2010)年 3 月末現在)